

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成二十七年法律第十六号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定防衛調達に係る平成三十五年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十六年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、第二条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 （略）</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定防衛調達に係る平成三十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十一年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、第二条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 （略）</p>